

令和元年第 3 回さくら市議会 定例会追加議案書

(令和元年 12 月 16 日提出 追加議案第 1 号～第 6 号、追加諮問第 1 号)

付 議 事 件

第 3 回 定 例 会

番 号	事 件 名	提 案 者	ペ ー ジ
追加 1	さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	市 長	P 1
追加 2	さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	〃	P 3
追加 3	さくら市職員の給与に関する条例及びさくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について	〃	P 5
追加 4	令和元年度さくら市一般会計補正予算（第 9 号）	〃	P 11
追加 5	令和元年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	〃	P 39
追加 6	令和元年度さくら市下水道事業会計補正予算（第 3 号）	〃	P 57
追加 諮問 1	人権擁護委員候補者の推薦について	〃	P 67

追加議案第 1 号

さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 12 月 16 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 165」を「100 分の 170」に改める。

第 2 条 さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 170」を「100 分の 167.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後のさくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規

定は、令和元年 12 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前のさくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

追加議案第 2 号

さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 12 月 16 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 さくら市長等の給与及び旅費に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 165」を「100 分の 170」に改める。

第 2 条 さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 170」を「100 分の 167.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後のさくら市長等の給与及び旅費に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年 12

月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前のさくら市長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

追加議案第 3 号

さくら市職員の給与に関する条例及びさくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

さくら市職員の給与に関する条例及びさくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 12 月 16 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市職員の給与に関する条例及びさくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(さくら市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 さくら市職員の給与に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条の 4 第 2 項第 1 号中「100 分の 92.5」を「100 分の 97.5」に、「100 分の 112.5」を「100 分の 117.5」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900
	7	152,800	206,000	240,800	257,200	302,200	332,300	377,200
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700

再任職員以外職員	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
	43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
	44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
	45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
	46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
	47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
	48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
	49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
	50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
	51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
	52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
	53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
	54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
	55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
	56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
	57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
	58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
	59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
	60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
	61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
	62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
	63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
	64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
	65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
	66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
	67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
	68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
	69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
	70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
	71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
	72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
	73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
	74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
	75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
	76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
	77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
	78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
	79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
	81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
	82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
	83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
	84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	

	85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
	86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300		
	87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600		
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
	94		294,900	342,600				
	95		295,200	343,100				
	96		295,600	343,500				
	97		295,800	343,700				
	98		296,100	344,100				
	99		296,500	344,500				
	100		296,900	344,800				
	101		297,100	345,100				
	102		297,400	345,500				
	103		297,800	345,900				
	104		298,100	346,300				
	105		298,300	346,800				
	106		298,600	347,200				
	107		299,000	347,600				
	108		299,300	348,000				
	109		299,500	348,500				
	110		299,900	348,900				
	111		300,300	349,200				
	112		300,600	349,500				
	113		300,800	350,000				
	114		301,000					
	115		301,300					
	116		301,700					
	117		301,900					
	118		302,100					
	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

第2条 さくら市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項各号中「1万2,000円」を「1万6,000円」に改め、同条第2項中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に改め、同項第1号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同号ア中「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万2,000円」を「1万6,000円」に改め、同号イ中「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万6,000円」を「1万7,000円」に改める。

第17条の4第2項第1号中「100分の97.5」を「100分の95」に、「100分の117.5」を「100分の115」に改める。

（さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第3条 さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成30年さくら市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。
別表第1第1項を次のように改める。

375,000円

別表第2を次のように改める。

別表第2（第9条関係）

任期付職員給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級
給料月額	146,100円	195,500円	231,500円	264,200円

第4条 さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条並びに附則第4項の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（さくら市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第17条の4第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定（さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下この項及び次項において「任期付職員条例」という。）第10条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例（次

項において「改正後の任期付職員条例」という。)の規定は平成 31 年 4 月 1 日から、第 1 条の規定(給与条例第 17 条の 4 第 2 項の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定及び第 3 条の規定(任期付職員条例第 10 条第 2 項の改正規定に限る。)による改正後の任期付職員条例の規定は令和元年 12 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の給与条例又は第 3 条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

- 4 第 2 条の規定の施行の日(以下この項において「一部施行日」という。)の前日において同条の規定による改正前の給与条例第 9 条の 2 の規定により支給されていた住居手当の月額が 2,000 円を超える職員であつて、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(賃間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(規則で定める職員を除く。)に対しては、一部施行日から令和 3 年 3 月 31 日までの間、第 2 条の規定による改正後の給与条例第 9 条の 2 の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があつた場合には、当該相当する額を超えない範囲内において規則で定める額。第 2 号において「旧手当額」という。)から 2,000 円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 第 2 条の規定による改正後の給与条例第 9 条の 2 第 1 項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から第 2 条の規定による改正後の給与条例第 9 条の 2 第 2 項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が 2,000 円を超えることとなる職員

- 5 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

- 6 第 3 項から前項までの規定に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

追加議案第 4 号

令和元年度さくら市一般会計補正予算（第 9 号）

令和元年度さくら市の一般会計の補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 令和元年度さくら市一般会計補正予算（第 8 号）の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,031 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 194 億 5,840 万 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 12 月 16 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款		項	
19 繰越金			
		1 繰越金	
歳入		合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
571,218	10,316	581,534
571,218	10,316	581,534
19,448,090	10,316	19,458,406

歳 出

款		項	
1 議 会 費			
	1 議 会 費		
2 総 務 費			
	1 総 務 管 理 費		
	2 徴 税 費		
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費		
	4 選 挙 費		
	6 監 査 委 員 費		
3 民 生 費			
	1 社 会 福 祉 費		
	2 児 童 福 祉 費		
4 衛 生 費			
	1 保 健 衛 生 費		
	2 清 掃 費		
6 農 林 水 産 業 費			
	1 農 業 費		
7 商 工 費			
	1 商 工 費		
8 土 木 費			
	1 土 木 管 理 費		
	3 都 市 計 画 費		
	4 住 宅 費		
10 教 育 費			
	1 教 育 総 務 費		
	2 小 学 校 費		
	3 中 学 校 費		
	5 社 会 教 育 費		
	6 保 健 体 育 費		
歳 出 合 計			

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
179,161	481	179,642
179,161	481	179,642
2,092,526	3,361	2,095,887
1,616,852	2,044	1,618,896
254,734	680	255,414
149,416	523	149,939
36,862	20	36,882
24,072	94	24,166
6,307,502	2,598	6,310,100
2,481,394	1,050	2,482,444
3,219,975	1,548	3,221,523
1,959,134	613	1,959,747
594,483	322	594,805
1,364,651	291	1,364,942
592,851	633	593,484
578,090	633	578,723
970,860	313	971,173
970,860	313	971,173
1,489,947	775	1,490,722
132,569	433	133,002
805,609	258	805,867
42,058	84	42,142
2,442,570	1,542	2,444,112
452,218	486	452,704
631,016	43	631,059
117,104	19	117,123
511,783	608	512,391
514,911	386	515,297
19,448,090	10,316	19,458,406

令和元年度さくら市一般会計補正予算
(第9号) に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括

歳 入

款			補 正 前 の 額
19 繰	越	金	571,218
歳 入 合 計			19,448,090

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
10,316	581,534	
10,316	19,458,406	

歳 出

款			補正前の額	補 正 額
1	議 会 費		179, 161	481
2	総 務 費		2, 092, 526	3, 361
3	民 生 費		6, 307, 502	2, 598
4	衛 生 費		1, 959, 134	613
6	農 林 水 産 業 費		592, 851	633
7	商 工 費		970, 860	313
8	土 木 費		1, 489, 947	775
10	教 育 費		2, 442, 570	1, 542
歳 出 合 計			19, 448, 090	10, 316

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
	特 定 財 源			一般財源	
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
179,642				481	
2,095,887				3,361	
6,310,100				2,598	
1,959,747				613	
593,484				633	
971,173				313	
1,490,722				775	
2,444,112				1,542	
19,458,406				10,316	

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
19		繰越金	571,218	10,316	581,534
	1	繰越金	571,218	10,316	581,534
		1 繰越金	571,218	10,316	581,534

19 繰越金
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	10,316	前年度繰越金 10,316

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1		議会費	179,161	481	179,642				481
	1	議会費	179,161	481	179,642				481
		1 議会費	179,161	481	179,642				481

2		総務費	2,092,526	3,361	2,095,887				3,361
	1	総務管理費	1,616,852	2,044	1,618,896				2,044
		1 一般管理費	633,013	980	633,993				980
		3 財政管理費	83,993	365	84,358				365
		4 会計管理費	36,998	138	37,136				138
		7 企画費	387,221	561	387,782				561
	2	徴税費	254,734	680	255,414				680
		1 税務総務費	144,650	680	145,330				680

1 議会費
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	18	○議員人件費 356
		期末手当 356
3 職 員 手 当 等	442	○職員人件費 125
		職員給 18
4 共 済 費	21	期末手当 4
		勤勉手当 82
		職員共済組合負担金 21

2 給 料	113	○特別職人件費 79
		期末手当 66
3 職 員 手 当 等	343	職員共済組合負担金 13
		○職員人件費 901
4 共 済 費	89	職員給 113
		期末手当 25
19 負担金、補助 及び交付金	435	勤勉手当 252
		職員共済組合負担金 76
		負担金 435
2 給 料	92	○職員人件費 365
		職員給 92
3 職 員 手 当 等	213	期末手当 20
		勤勉手当 193
4 共 済 費	60	職員共済組合負担金 60
2 給 料	15	○職員人件費 138
		職員給 15
3 職 員 手 当 等	100	期末手当 4
		勤勉手当 96
4 共 済 費	23	職員共済組合負担金 23
2 給 料	135	○職員人件費 561
		職員給 135
3 職 員 手 当 等	334	期末手当 38
		勤勉手当 296
4 共 済 費	92	職員共済組合負担金 92
2 給 料	174	○職員人件費 680
		職員給 174
3 職 員 手 当 等	395	期末手当 38

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	3	戸籍住民基本台帳費	149,416	523	149,939				523
		1 戸籍住民基本台帳費	149,416	523	149,939				523
	4	選挙費	36,862	20	36,882				20
		1 選挙管理委員会費	9,560	20	9,580				20
	6	監査委員費	24,072	94	24,166				94
		1 監査委員費	24,072	94	24,166				94

3		民生費	6,307,502	2,598	6,310,100				2,598
	1	社会福祉費	2,481,394	1,050	2,482,444				1,050
		1 社会福祉総務費	1,516,848	477	1,517,325				477
		2 国民健康保険費	277,721	150	277,871				150
		3 国民年金費	14,919	66	14,985				66

節		説 明
区 分	金 額	
4 共 済 費	111	勤勉手当 357 職員共済組合負担金 111
2 給 料	112	○職員人件費 353
		職員給 89
3 職 員 手 当 等	325	期末手当 20 勤勉手当 186
4 共 済 費	86	職員共済組合負担金 58 ○職員人件費 170 職員給 23 期末手当 5 勤勉手当 114 職員共済組合負担金 28
3 職 員 手 当 等	16	○職員人件費 20
		勤勉手当 16
4 共 済 費	4	職員共済組合負担金 4
2 給 料	18	○職員人件費 94
		職員給 18
3 職 員 手 当 等	60	期末手当 4 勤勉手当 56
4 共 済 費	16	職員共済組合負担金 16

2 給 料	93	○職員人件費 477
		職員給 93
3 職 員 手 当 等	306	期末手当 29 勤勉手当 277
4 共 済 費	78	職員共済組合負担金 78
2 給 料	40	○職員人件費 150
		職員給 40
3 職 員 手 当 等	85	期末手当 9 勤勉手当 76
4 共 済 費	25	職員共済組合負担金 25
2 給 料	18	○職員人件費 66
		職員給 18
3 職 員 手 当 等	37	期末手当 4

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		4 老人福祉費	176,263	143	176,406				143
		5 介護保険費	495,643	214	495,857				214
	2	児童福祉費	3,219,975	1,548	3,221,523				1,548
		1 児童福祉総務費	1,368,095	369	1,368,464				369
		3 保育園費	537,757	1,179	538,936				1,179

4		衛生費	1,959,134	613	1,959,747				613
	1	保健衛生費	594,483	322	594,805				322
		1 保健衛生総務費	295,704	322	296,026				322
	2	清掃費	1,364,651	291	1,364,942				291
		1 清掃総務費	1,364,651	291	1,364,942				291

6		農林水産業費	592,851	633	593,484				633
	1	農業費	578,090	633	578,723				633

節		説 明
区 分	金 額	
4 共 済 費	11	勤勉手当 33 職員共済組合負担金 11
2 給 料	18	○職員人件費 143
3 職 員 手 当 等	101	職員給 18
		期末手当 4
4 共 済 費	24	勤勉手当 97 職員共済組合負担金 24
28 繰 出 金	214	○介護保険特別会計繰出金 214
		他会計繰出金 214
2 給 料	94	○職員人件費 369
		職員給 94
3 職 員 手 当 等	215	期末手当 21
		勤勉手当 194
4 共 済 費	60	職員共済組合負担金 60
2 給 料	310	○職員人件費 1,179
		職員給 310
3 職 員 手 当 等	677	期末手当 68
		勤勉手当 609
4 共 済 費	192	職員共済組合負担金 192

2 給 料	72	○職員人件費 322
		職員給 72
3 職 員 手 当 等	197	期末手当 16
		勤勉手当 181
4 共 済 費	53	職員共済組合負担金 53
2 給 料	77	○職員人件費 291
		職員給 77
3 職 員 手 当 等	166	期末手当 17
		勤勉手当 149
4 共 済 費	48	職員共済組合負担金 48

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
						特 定 財 源		
						国県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 農業委員会費	64,354	113	64,467			113
		2 農業総務費	105,064	520	105,584			520

7		商工費	970,860	313	971,173			313
	1	商工費	970,860	313	971,173			313
		1 商工総務費	70,220	313	70,533			313

8		土木費	1,489,947	775	1,490,722			775
	1	土木管理費	132,569	433	133,002			433
		1 土木総務費	132,569	433	133,002			433
	3	都市計画費	805,609	258	805,867			258
		1 都市計画総務費	704,233	258	704,491			258
	4	住宅費	42,058	84	42,142			84
		2 住宅建設費	21,742	84	21,826			84

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	18	○職員人件費 113
3 職 員 手 当 等	76	職員給 18
4 共 済 費	19	期末手当 4
		勤勉手当 72
		職員共済組合負担金 19
2 給 料	123	○職員人件費 520
3 職 員 手 当 等	312	職員給 123
4 共 済 費	85	期末手当 27
		勤勉手当 285
		職員共済組合負担金 85

2 給 料	80	○職員人件費 313
3 職 員 手 当 等	182	職員給 80
4 共 済 費	51	期末手当 18
		勤勉手当 164
		職員共済組合負担金 51

2 給 料	100	○職員人件費 433
3 職 員 手 当 等	262	職員給 100
4 共 済 費	71	期末手当 22
		勤勉手当 240
		職員共済組合負担金 71
2 給 料	45	○職員人件費 258
3 職 員 手 当 等	171	職員給 45
4 共 済 費	42	期末手当 10
		勤勉手当 161
		職員共済組合負担金 42
2 給 料	16	○職員人件費 84
3 職 員 手 当 等	54	職員給 16
4 共 済 費	14	期末手当 4
		勤勉手当 50
		職員共済組合負担金 14

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源
						特 定 財 源			
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10		教育費	2,442,570	1,542	2,444,112				1,542
	1	教育総務費	452,218	486	452,704				486
		2 事務局費	441,669	486	442,155				486
	2	小学校費	631,016	43	631,059				43
		1 学校管理費	521,322	43	521,365				43
	3	中学校費	117,104	19	117,123				19
		1 学校管理費	76,317	19	76,336				19
	5	社会教育費	511,783	608	512,391				608
		1 社会教育総務費	92,987	329	93,316				329
		6 公民館費	83,774	89	83,863				89
		8 博物館費	193,572	190	193,762				190
	6	保健体育費	514,911	386	515,297				386
		1 体育総務費	107,683	273	107,956				273

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	70	○特別職人件費 58
		期末手当 48
3 職 員 手 当 等	336	職員共済組合負担金 10
		○職員人件費 428
4 共 済 費	80	職員給 70
		期末手当 16
		勤勉手当 272
		職員共済組合負担金 70
2 給 料	18	○職員人件費 43
		職員給 18
3 職 員 手 当 等	18	期末手当 4
		勤勉手当 14
4 共 済 費	7	職員共済組合負担金 7
3 職 員 手 当 等	16	○職員人件費 19
		勤勉手当 16
4 共 済 費	3	職員共済組合負担金 3
2 給 料	90	○職員人件費 329
		職員給 90
3 職 員 手 当 等	185	期末手当 20
		勤勉手当 165
4 共 済 費	54	職員共済組合負担金 54
2 給 料	18	○職員人件費 89
		職員給 18
3 職 員 手 当 等	56	期末手当 4
		勤勉手当 52
4 共 済 費	15	職員共済組合負担金 15
2 給 料	28	○職員人件費 190
		職員給 28
3 職 員 手 当 等	131	期末手当 6
		勤勉手当 125
4 共 済 費	31	職員共済組合負担金 31
2 給 料	53	○職員人件費 273

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		3 学校給食費	197,715	113	197,828				113

節		説 明
区 分	金 額	
3 職 員 手 当 等	175	職員給 53 期末手当 12
4 共 済 費	45	勤勉手当 163 職員共済組合負担金 45
3 職 員 手 当 等	94	○職員人件費 113 勤勉手当 94
4 共 済 費	19	職員共済組合負担金 19

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位：千円)

区 分		職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計
			報 酬	給 料	期末手当 年間支給率(月分)	その他 の手当	計		
補 正 後	長 等	2		18,600	7,532 (3.35)	51	26,183	4,699	30,882
	議 員	18	74,100		23,791 (3.35)		97,891	27,100	124,991
	その他の 特 別 職	1,856	203,085				203,085		203,085
	計	1,876	277,185	18,600	31,323	51	327,159	31,799	358,958
補 正 前	長 等	2		18,600	7,418 (3.30)	51	26,069	4,676	30,745
	議 員	18	74,100		23,435 (3.30)		97,535	27,100	124,635
	その他の 特 別 職	1,856	203,085				203,085		203,085
	計	1,876	277,185	18,600	30,853	51	326,689	31,776	358,465
比 較	長 等	0		0	114	0	114	23	137
	議 員	0	0		356		356	0	356
	その他の 特 別 職	0	0				0		0
	計	0	0	0	470	0	470	23	493

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共済費	合 計	備 考
		給 料	職員手当	計			
補正後	(1) 306	1,096,346	657,257	1,753,603	364,424	2,118,027	
補正前	(1) 306	1,094,288	651,647	1,745,935	362,918	2,108,853	
比 較	(0) 0	2,058	5,610	7,668	1,506	9,174	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	25,213	16,590	17,911	882	123,471	2,165
	補正前	25,213	16,590	17,911	882	123,471	2,165
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	33,467	241,889	178,312	16,715	0	642
	補正前	33,467	241,416	173,175	16,715	0	642
	比 較	0	473	5,137	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書き。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	2,058	給与改定に伴う増減分	2,058	給料表の平均改定率0.1%	
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職 員 手 当	5,610	制度改正に伴う増減分	5,610	期末手当分 473 勤勉手当分 5,137	
		その他の増減分			

(3) 給料及び職員手当の状況

職員1人当たりの給与

区 分		一般行政職	技能労務職
平成31年4月1日現在	平均給料月額 (円)	296,820	281,545
	平均給与月額 (円)	372,159	305,518
	平均年齢 (歳)	40.0	54.0

備考 短時間勤務職員以外の職員について作成。

追加議案第 5 号

令和元年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

令和元年度さくら市介護保険特別会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 令和元年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 21 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 32 億 6,364 万 4 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 12 月 16 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
8 繰	入 金		
		1 一	般 会 計 繰 入 金
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
495, 514	214	495, 728
495, 513	214	495, 727
3, 263, 430	214	3, 263, 644

歳 出

款		項	
1 総	務 費		
		1 総	務 管 理 費
歳 出		合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
103,361	214	103,575
66,215	214	66,429
3,263,430	214	3,263,644

令和元年度さくら市介護保険特別会計補正予算
(第4号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款		補正前の額
8 繰	入金	495,514
歳入合計		3,263,430

(単位：千円)

補正額	計	備考
214	495,728	
214	3,263,644	

歳 出

款		補正前の額	補 正 額
1 総	務 費	103,361	214
歳 出 合 計		3,263,430	214

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
	特 定 財 源			一般財源	
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
103, 575				214	
3, 263, 644				214	

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
8		繰入金	495,514	214	495,728
	1	一般会計繰入金	495,513	214	495,727
	4	その他一般会計繰入金	103,901	214	104,115

8 繰入金
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 職員給与等繰入金	214	職員給与等繰入金 214

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1		総務費	103,361	214	103,575				214
	1	総務管理費	66,215	214	66,429				214
		1 一般管理費	66,215	214	66,429				214

1 総務費
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	34	○職員人件費 214
3 職 員 手 当 等	138	職員給 34
		期末手当 8
4 共 済 費	34	勤勉手当 130
		職員共済組合負担金 34
19 負担金、補助 及び交付金	8	負担金 8

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位：千円)

区 分		職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計
			報 酬	給 料	期末手当 年間支給率(月分)	その他 の手当	計		
補 正 後	長 等								
	議 員								
	その他の 特 別 職	406	26,108				26,108		26,108
	計	406	26,108				26,108		26,108
補 正 前	長 等								
	議 員								
	その他の 特 別 職	406	26,108				26,108		26,108
	計	406	26,108				26,108		26,108
比 較	長 等								
	議 員								
	その他の 特 別 職	0	0				0		0
	計	0	0				0		0

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共済費	合 計	備 考
		給 料	職員手当	計			
補正後	(0) 8	28,845	16,517	45,362	9,513	54,875	
補正前	(0) 8	28,811	16,379	45,190	9,479	54,669	
比 較	(0) 0	34	138	172	34	206	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	318	438	264	15	5,350	0
	補正前	318	438	264	15	5,350	0
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	0	5,978	4,154	0	0	0
	補正前	0	5,970	4,024	0	0	0
	比 較	0	8	130	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書き。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	34	給与改定に伴う増減分	34	給料表の平均改定率0.1%	
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職 員 手 当	138	制度改正に伴う増減分	138	期末手当分 8 勤勉手当分 130	
		その他の増減分			

(3) 給料及び職員手当の状況

職員 1 人当たりの給与

区 分		一般行政職	技能労務職
平成31年4月1日現在	平均給料月額 (円)	296,650	
	平均給与月額 (円)	407,809	
	平均年齢 (歳)	38.6	

備考 短時間勤務職員以外の職員について作成。

追加議案第6号
令和元年度さくら市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）
第1条 令和元年度さくら市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）
第2条 令和元年度さくら市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 下水道事業費用	1, 016, 822千円	118千円	1, 016, 940千円
第1項 営業費用	872, 939千円	118千円	873, 057千円

（資本的収入及び支出）
第3条 令和元年度さくら市下水道事業会計予算4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出に対し不足する額436, 110千円」を「資本的収入額が資本的支出に対し不足する額436, 250千円」に、「当年度分損益勘定留保資金380, 077千円」を「当年度分損益勘定留保資金380, 217千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 資本的支出	1, 043, 752千円	140千円	1, 043, 892千円
第1項 建設改良費	670, 820千円	140千円	670, 960千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）
第4条 予算第9条中「67, 680千円」を「67, 938千円」に改める。

令和元年12月16日提出
さくら市長 花塚 隆志

令和元年度さくら市下水道事業会計補正予算（第3号）に関する説明書

- 1 令和年度さくら市下水道事業会計補正予算（第3号）実施計画
- 2 令和元年度さくら市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書
- 3 給与費明細書
- 4 令和元年度さくら市下水道事業会計予定貸借対照表
- 令和元年度さくら市下水道事業会計補正予算（第3号）明細書

令和元年度さくら市下水道事業会計補正予算（第3号）実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

支 出

(単位：千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 下水道事業費用	1,016,822	118	1,016,940	
1. 営業費用	872,939	118	873,057	
3 総係費	79,620	118	79,738	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

支 出

(単位：千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的支出	1,043,752	140	1,043,892	
1. 建設改良費	670,820	140	670,960	
1 事務費	39,388	140	39,528	

令和元年度さくら市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(単位：円)

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	121,886,000
減価償却費	532,936,000
減損損失	0
賞与引当金の増減額（減少△）	6,812,000
貸倒引当金の増減額（減少△）	1,425,000
長期前受金戻入	△272,841,000
受取利息及び受取配当金	0
支払利息	108,723,000
有形固定資産売却損益（益△）	0
資産減耗費	
未収金の増減額（増加△）	110,680,000
未払金の増減額（減少△）	△113,209,000
貯蔵品の増減額（増加△）	0
前払金の増減額（増加△）	0
その他流動資産の増減額（減少△）	0
前受金の増減額（増加△）	0
その他流動負債の増減額（減少△）	0
小計	496,412,000
利息及び配当金の受取額	0
利息の支払額	△108,723,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	387,689,000
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△670,960,000
有形固定資産の売却による収入	0
有形固定資産の除却による支出	0
国庫補助金等による収入	273,000,000
工事負担金による収入	19,042,000
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△378,918,000
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	294,600,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△372,932,000
他会計からの出資による収入	21,000,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△57,332,000
資金に係る換算差額	0
資金増加額（又は減少額）	△48,561,000
資金期首残高	49,259,618
資金期末残高	698,618

補正予算給与費明細書

1 総括

(単位：千円)

区 分		職 員 数		給 与 費					法 定 福利費	合 計
		特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬	給 料	賃 金	手 当	計		
補正後	損益勘定 支弁職員	12	(0) 4	198	16,585	1,865	9,847	28,495	6,548	35,043
	資本勘定 支弁職員		(0) 4		14,194		9,385	23,579	4,885	28,464
	合計	12	(0) 8	198	30,779	1,865	19,232	52,074	11,433	63,507
補正前	損益勘定 支弁職員	12	(0) 4	198	16,570	1,865	9,767	28,400	6,529	34,929
	資本勘定 支弁職員		(0) 4		14,161		9,307	23,468	4,863	28,331
	合計	12	(0) 8	198	30,731	1,865	19,074	51,868	11,392	63,260
比 較	損益勘定 支弁職員	0	(0) 0	0	15	0	80	95	19	114
	資本勘定 支弁職員		(0) 0		33		78	111	22	133
	合計	0	(0) 0	0	48	0	158	206	41	247

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	1,098	845	1,083	2	2,550	0
	補正前	1,098	845	1,083	2	2,550	0
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	1,125	6,871	5,098	560	0	0
	補正前	1,125	6,859	4,952	560	0	0
	比 較	0	12	146	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書き。

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	48	給与改定に伴う増減分	48	給料表の平均改定率0.1%	
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職 員 手 当	158	制度改正に伴う増減分	158	期末手当分 12 勤勉手当分 146	
		その他の増減分			

3 給料及び職員手当の状況

職員 1 人当たりの給与

区 分		一般行政職	技能労務職
平成31年4月1日現在	平均給料月額 (円)	318,987	
	平均給与月額 (円)	396,039	
	平均年齢 (歳)	40.9	

備考 短時間勤務職員以外の職員について作成。

令和元年度さくら市下水道事業会計予定貸借対照表
(令和2年3月31日)

(単位：円)

資産の部

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		259,770,039	
ロ 建物	1,010,607,697		
減価償却累計額	<u>△441,386,468</u>	569,221,229	
ハ 構築物	17,424,520,298		
減価償却累計額	<u>△5,568,454,278</u>	11,856,066,020	
ニ 機械及び装置	2,957,748,166		
減価償却累計額	<u>△2,264,166,858</u>	693,581,308	
ホ 車両運搬具	2,470,113		
減価償却累計額	<u>△1,954,225</u>	515,888	
ヘ 工具器具及び備品	12,040,284		
減価償却累計額	<u>△10,854,913</u>	1,185,371	
ト 建設仮勘定		<u>484,770,000</u>	
有形固定資産合計			13,865,109,855

(2) 無形固定資産

イ 施設利用権	96,006,965		
減価償却累計額	<u>△ 32,865,402</u>	<u>63,141,563</u>	
無形固定資産合計			<u>63,141,563</u>

固定資産合計 13,928,251,418

2. 流動資産

(1) 現金・預金		698,618	
(2) 未収金	39,205,000		
貸倒引当金	<u>△1,425,000</u>	37,780,000	
(3) 前払金		0	
(4) その他流動資産		<u>0</u>	

流動資産合計 38,478,618

資産合計 13,966,730,036

負債の部

3. 固定負債		
(1) 企業債	<u>5,497,980,078</u>	
固定負債合計		5,497,980,078
4. 流動負債		
(1) 企業債	386,163,762	
(2) 未払金	21,000,000	
(3) 前受金		
(4) 引当金	0	
(5) その他流動負債	<u>0</u>	
流動負債合計		407,163,762
5. 繰延収益		
(1) 長期前受金	10,763,883,797	
(2) 長期前受金収益化累計額	<u>△4,046,018,161</u>	
繰延収益合計		<u>6,717,865,636</u>
負債合計		12,623,009,476

資本の部

6. 資本金		
(1) 資本金	1,082,300,360	
(2) 繰入資本金	21,000,000	
資本金合計	<u>1,103,300,360</u>	
		1,103,300,360
7. 剰余金		
(1) 資本剰余金		
イ 補助金等	118,534,200	
ホ その他資本剰余金	<u>0</u>	
資本剰余金合計		<u>118,534,200</u>
(2) 利益剰余金		
イ 当年度未処分利益剰余金	<u>121,886,000</u>	
利益剰余金合計		<u>121,886,000</u>
剰余金合計		<u>240,420,200</u>
資本合計		<u>1,343,720,560</u>
負債・資本合計		<u>13,966,730,036</u>

令和元年度さくら市下水道事業会計補正予算（第3号）明細書

収 益 的 収 入 及 び 支 出

支 出 (単位：千円)

款 項 目	既 決 予定額	補 正 予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 下水道事業費用	1,016,822	118	1,016,940			
1. 営業費用	872,939	118	873,057			
3. 総係費	79,620	118	79,738	1. 給料	15	人事院勧告による
				2. 手当	80	人事院勧告による
				4. 法定福利費	19	人事院勧告による
				5. 退職手当組合負担金	4	人事院勧告による

資 本 的 収 入 及 び 支 出

支 出 (単位：千円)

款 項 目	既 決 予定額	補 正 予定額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 資本的支出	1,043,752	140	1,043,892			
1. 建設改良費	670,820	140	670,960			
1. 事務費	39,388	140	39,528	1. 給料	33	人事院勧告による
				2. 手当	78	人事院勧告による
				4. 法定福利費	22	人事院勧告による
				5. 退職手当組合負担金	7	人事院勧告による

追加諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所



氏 名 佐 藤 淳 子

生年月日



令和元年 12 月 16 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志